

7/21(日) 投票日

第23回参議院議員通常選挙

一票が、はじめの一步。

公示日は7月4日(木)

期日前投票

期日前投票場所	投票期間	投票時間	投票できる人
市役所第四別館 (1階会議室1-1)	7/5(金)~20(土) (土・日曜・祝日を含む)	8:30~20:00	市内全域の選挙人
伊合・道後・久米・小野・久谷・浮穴・垣生・味生・久枝・和気・堀江・三津浜・中島支所、石井公民館、北条コミュニティセンター	7/14(日)~20(土) (土・日曜・祝日を含む)		
興居島支所			
フジグラン松山 (遊々館5階ギャラリー)	7/16(火)~18(木)の間、 1日出張投票所を開設	8:30~18:00	当該投票所がある島の選挙人
いよてつ高島屋 (7階ふれあいギャラリー)		9:00~20:00	
松山三越 (7階期日前投票特設会場)		10:00~19:00	
上怒和・元怒和・二神・睦月・野忽那の集会所、津和地多目的集会所	7/16(火)~18(木)の間、 1日出張投票所を開設	9:30~15:30	

【期日前投票のできる人】

選挙の当日、次の事由があると見込まれる人は期日前投票ができます▶仕事、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭などに従事する▶買い物、旅行、レジャー、親族以外の冠婚葬祭への参加などのため、投票区域外へ出る▶病気、けが、妊娠などのため歩行が困難▶住所移転のため他市町村に居住している

【期日前投票の方法】

今回から入場券の裏面が宣誓書になっています。

事前に記入の上、お持ちいただくと受け付けがスムーズです。入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

不在者投票

【入院中の人不在者投票できる市内の病院 (50音順)】

天山・NTT西日本松山・愛媛生協・奥島・栗林・県立中央・済生会松山・佐藤実・四国がんセンター・道後温泉・東明・和ホスピタル・野本記念・平成脳神経外科・北条・松山笠置記念心臓血管・松山記念・松山協和・松山市民・松山城東・松山赤十字・松山第一・松山西・松山ベテル・松山リハビリテーション・南高井・南松山・吉田の各病院

【郵便などによる不在者投票】

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをもち、下表に該当する選挙人は、投票日の4日前までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで不在者投票ができます。

手帳などの種類	障がいの種類	障がいの程度または要件
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	内臓機能	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

※該当しても自分の名前が書けない人(代理記載制度利用者を除く)は、この制度を利用できません

【郵便などによる不在者投票(代理記載制度)】

郵便などによる不在者投票をすることができる人で下表に該当する人は、投票日の4日前までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」を添え、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求すると、自宅などで代理記載人が不在者投票に関する記載をすることができます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症~第2項症

【年齢】

投票できる人

投票所名	閉鎖時刻
久谷第四・北条第四・北条第十九投票所	16:00
中島第六~第十一投票所	17:00
由良・泊・鷺ヶ巣・門田・中島第一~第五投票所・中島第十二投票所~第十七投票所	18:00

投票所の閉鎖時刻は左表のとおり
7月21日(日)7時~20時▼一部

投票日時

7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。国政の行方を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。



平成5年7月22日以前に生まれた人
【住所要件】
平成25年4月3日までに転入の届け出などをし、選挙人名簿に登録されていて引き続き市内に住んでいる人
※平成25年4月4日以降、本市に転入の届け出をした人は、本市で投票することはできません。本市の選挙管理委員会です。本市の選挙管理委員会です。本市の選挙管理委員会です。本市の選挙管理委員会です。

選挙入場券

届出内容	届け出日	投票所
市内間で転居	~6/14	新住所の投票所
	6/15~	転居前の住所の投票所
市外へ転出	3/5~20	本市で期日前投票をすることができる場合があります。市選挙管理委員会へお問い合わせください
	3/21~	転出前の住所の投票所

7月4日から、同じ住民票の世帯の有権者全員分の選挙入場券を一つの封筒にまとめて世帯主宛てに郵送します。ご自分の入場券の記載内容を確認し、投票所にお持ちください。
※選挙入場券を紛失しても投票できませんので、投票所の係員に申し出てください。迅速な本人確認のため、保険証や運転免許証などをお持ちください

学生の選挙権

原則、就学地にあります。(入場券が届いても、市外在住の場合は投票不可)

※詳細は市ホームページをご覧ください

ポスター掲示場

市内各所にポスター掲示場を設置します。破損しないようお願いいたします。

選挙公報について

7月13日ごろから各世帯に直接、配布します。また市役所本館、第四別館、支所、公民館、地区集会所(中島)などにも選挙公報を設置します。

身体が不自由な人の介助

投票所(期日前投票所)で介助が必要な人は、遠慮なく係員に申し出てください。

期日前投票所(市選挙管理委員会)位置図



公職選挙法などの改正

インターネット選挙運動の解禁

今回の選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。有権者は、ウェブサイトなどを利用した選挙運動が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

候補者・政党などは、ウェブサイトなど電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

※詳細は総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.htmlをご覧ください

成年被後見人に選挙権

今回の選挙から成年被後見人も投票できるようになりました。